主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であり、弁護人伊藤幸人の上告趣意第一点は、事実誤認の主張、同第二点および同第三点は、単なる法令違反の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(本件変造にかかる「大沼郡東尾岐村字限地図」が公務所たる福島地方法務局高田出張所の署名のある公図画であるとした原審の認定判断は相当である。)。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	_	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	太 隹
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	Ŋ١	郷